

令和7年度高砂市移住定住パンフレット作成業務
プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「高砂市移住定住パンフレット作成業務」(以下「業務」という。)に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式により実施する方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2条 業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 業務名 高砂市移住定住パンフレット作成業務
- (2) 業務の内容 高砂市移住定住パンフレット作成業務仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- (4) 提案上限額 64 万 3 千円(消費税等を含む)
- (5) 発行部数 5,000 部
- (5) 支払い条件 完成払い

(参加資格)

第3条 業務に参加する資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高砂市指名停止基準(平成6年高砂市訓令第 13 号)に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成 24 年高砂市条例第5号)第 2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。また、市税を滞納していないこと。

(募集要項の作成)

第4条 高砂市は、次に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1) 実施の趣旨
- (2) 参加資格

- (3) 応募の手続き
- (4) 質疑の手続き
- (5) 応募に係る図書(以下「応募図書」という。)
- (6) 評価の方法及び結果の発表
- (7) その他実施に関する必要な事項

(応募図書)

第5条 業務に応募しようとする者は、前条に定める募集要項で示す方法で、応募図書を提出しなければならない。

- 2 応募図書の著作権は、応募者に帰属するものとする。
- 3 応募図書は公開しない。ただし、高砂市は、応募者の了解を得たとき、その全部又は一部を公表することができる。
- 4 高砂市は、提出された応募図書を応募者に返却しないものとする。

(選定方法)

第6条 高砂市移住定住パンフレット作成業務プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)において行う

- 2 選定委員会は、提出された応募図書にもとづき、次の各号により評価する。
 - (1) 参加資格 配点を5点とする。ただし、参加資格を一つでも満たさない場合は失格とする。
 - (2) 業務実績 配点を30点とし、合格基準を15点として評価する。
 - (3) 専門性及び技術力 配点を30点とし、合格基準を15点として評価する。
 - (4) 企画力及び創造性 配点を30点とし、合格基準を15点として評価する。
 - (5) 価格 配点を10点とし、提案価格の順位により評価する。ただし、提案上限額を上回った場合は失格とする。

(選定委員会)

第7条 高砂市は、選定委員会の組織及び運営については別に定める。

(委託予定者の決定)

第8条 選定委員会において、合格基準を満たし、最も高く評価された応募者を委託予定者とする。

- 2 委託予定者は、市と事業内容を確認・協議する。協議の上決定された仕様書をもとに、見積書を提出し、予定価格の範囲内において随意契約を締結する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、シティプロモーション室が

別に定める。